

令和 8 年度上富良野町立上富良野中学校いじめ防止基本方針 「～いじめのない学校を目指して～」

上富良野町立上富良野中学校

1 はじめに

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめの未然防止に向け平成 26 年に『いじめ防止基本方針』を策定した。また、平成 29 年に文科省よりいじめ防止基本方針の改定を受け、一部本校の方針を見直し、追記している。

2 いじめの定義といじめ防止のための基本姿勢

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成 25 年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

本校では、いじめ防止のための、以下の 5 つの基本姿勢をあげる。

- (1) いじめは、いつ、どこで起こっても不思議でないという認識をもつ。
- (2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (3) 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (4) いじめに対して学校・家庭が協力して解決にあたる。
- (5) いじめの解決のために、外部の各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。

参考資料

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

（学校いじめ防止基本方針）

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌しその学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する本的な方針を定めるものとする。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) いじめの防止のための措置

①いじめについての共通理解

- ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア) 教育活動全体を通じた道德教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- イ) 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

④自己有用感※1や自己肯定感※2をはぐくむ指導の充実

- ア) 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

⑤生徒自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実

- ア) 生徒自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を生徒会を中心に進めます。
- イ) 生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- ウ) 生徒が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

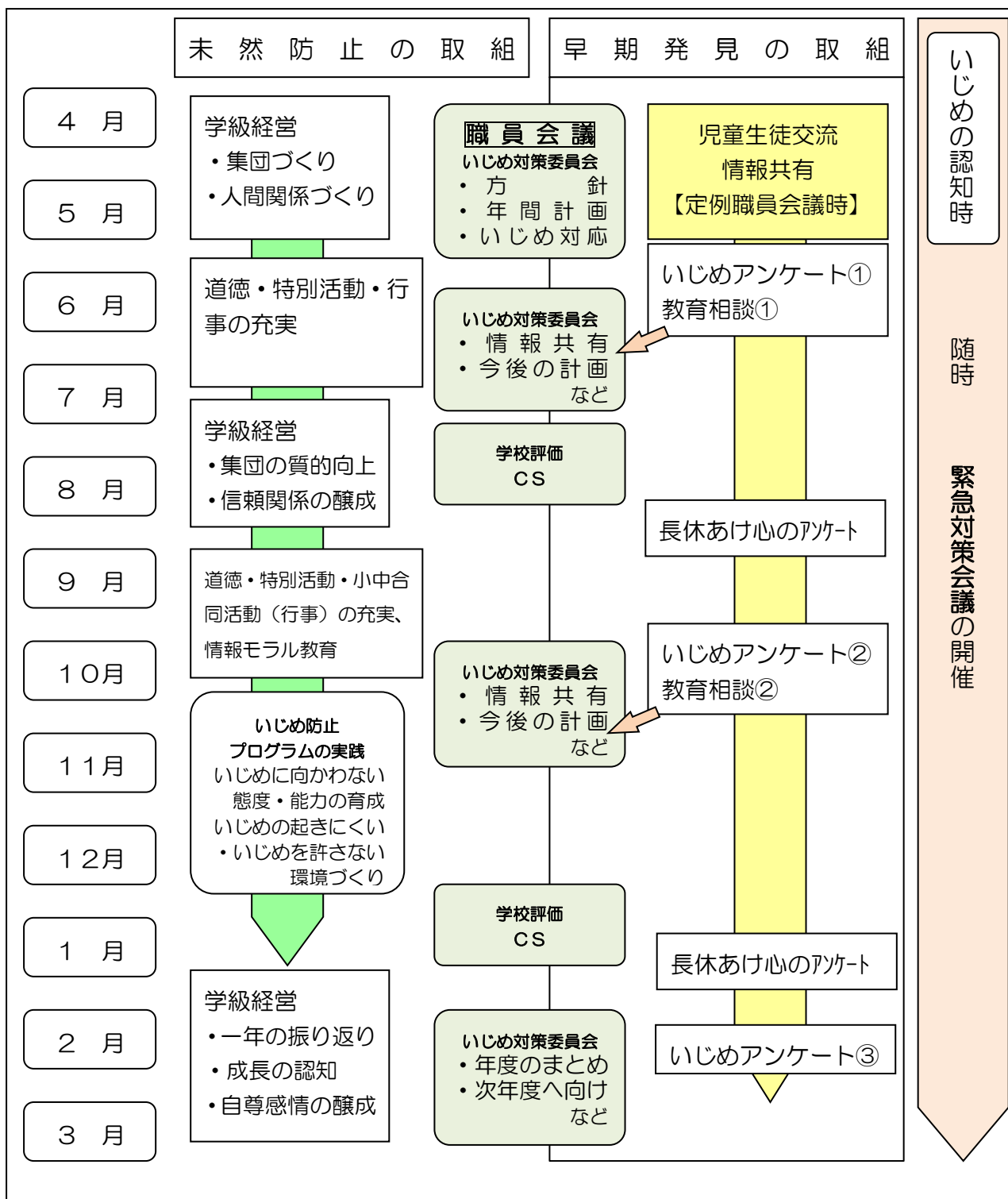
※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

(2) 早期発見のための措置

- ①日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ早期発見チェックポイント」、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- ②生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

4 いじめ防止のための年間スケジュール

いじめの未然防止や早期発見のために、下記の計画に沿って取り組んでいく。

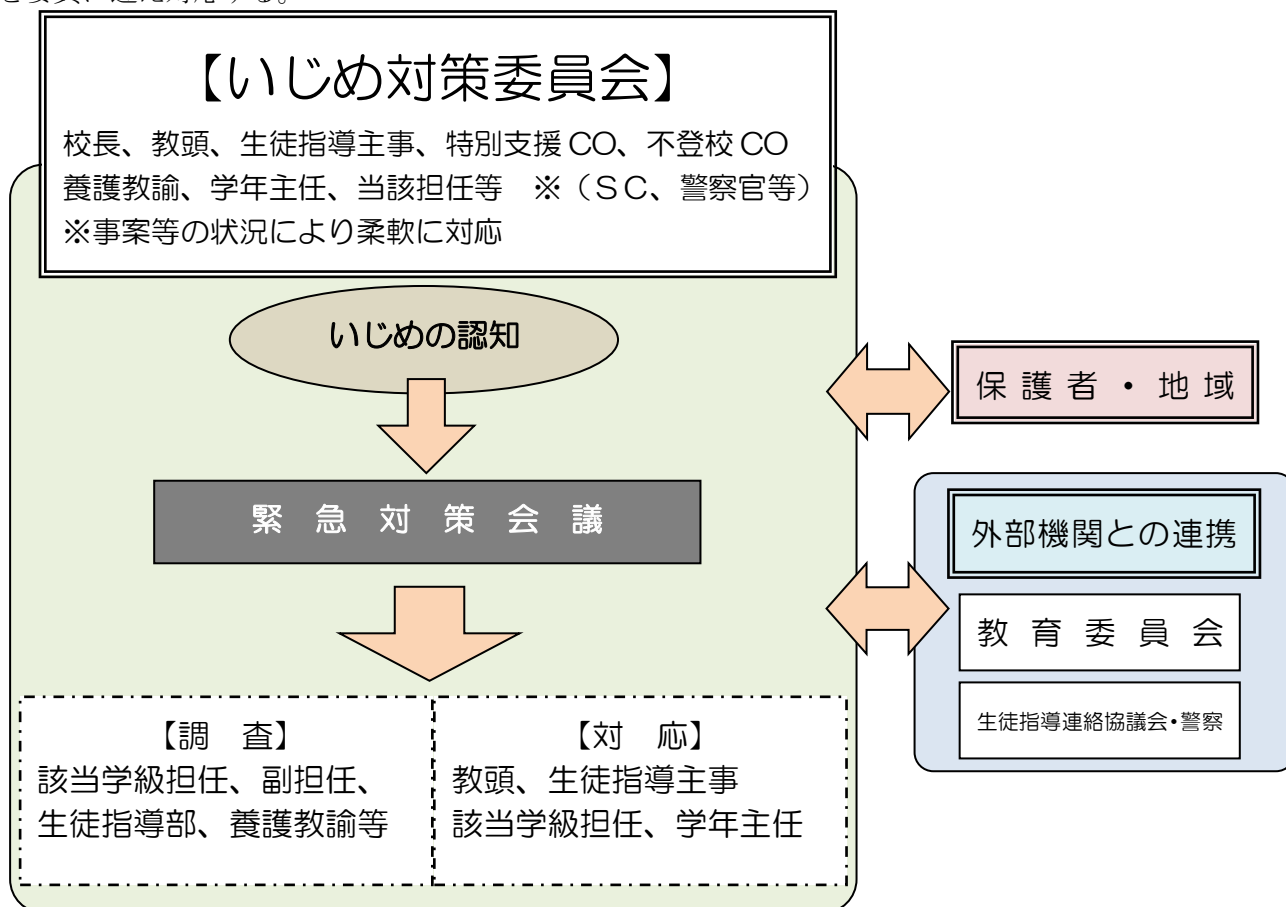


■指導体制チェックポイント

- ☐ 全教職員が、いじめ問題の重大性について認識し、組織的に取り組んでいる
- ☐ いじめについて、職員会議などで取り上げ、教職員間の共通理解を図っている
- ☐ いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだりすることなく、報告・連絡・相談を確実に
に行い、組織的に対応している

5 いじめ対策委員会

いじめと考えられる情報があれば、**緊急対策会議**を開催し、組織的に迅速かつ適切な対応を行う。校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、該当学級担任、特別支援コーディネーター、養護教諭などを構成員として設置する。また事案に応じて外部機関との連携を図り専門家（ＳＣ、警察官等）を委員に迎え対応する。



- いじめ防止委員会の開催は学期１回程度を定例とする。
- いじめを認知した場合、緊急対策会議を開催し、事案に対して組織的に対応する。
- いじめの認知については、けんかやふざけあいであっても、目視できなかった所でも発生する場合もあるため、背景の事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

参考資料

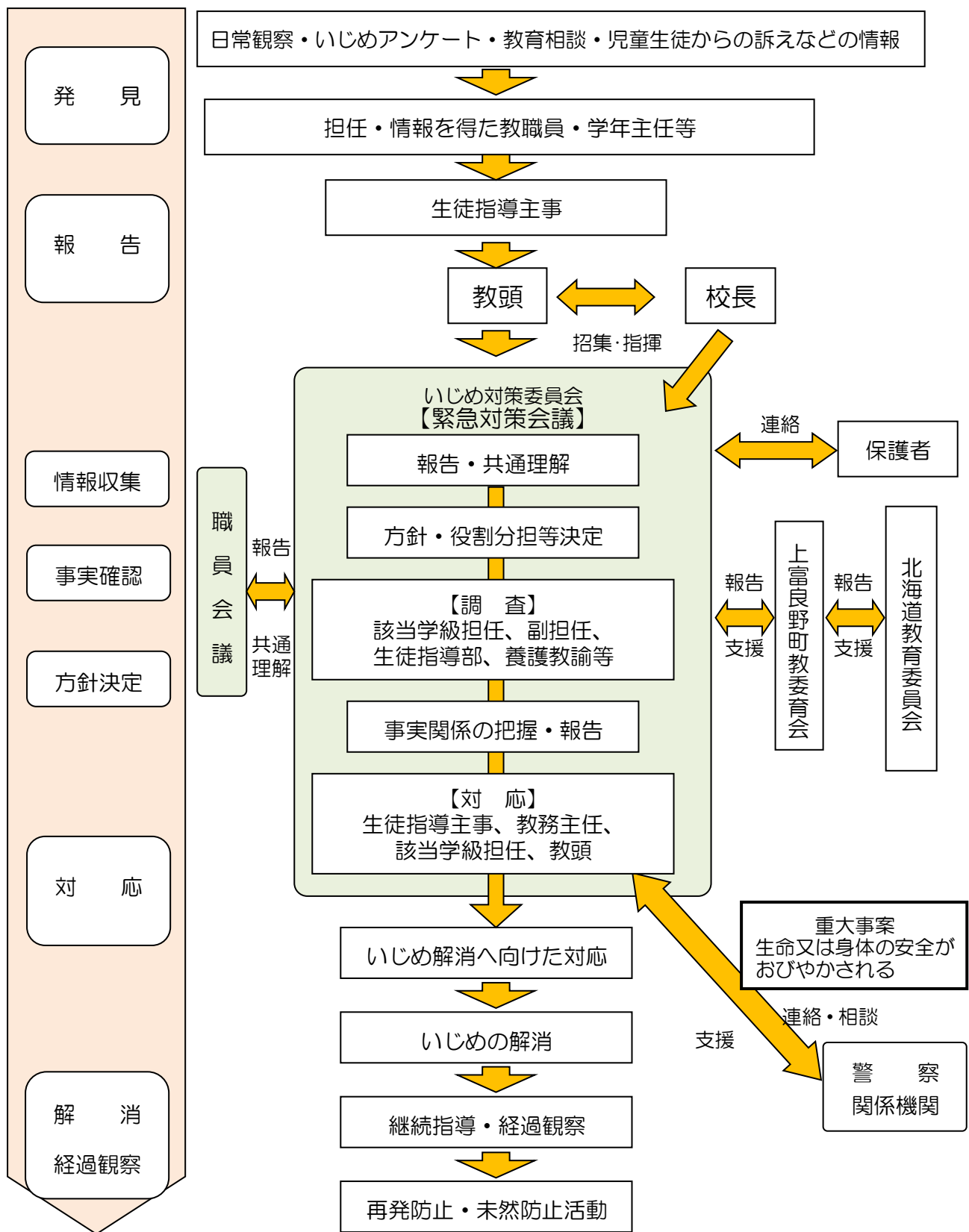
いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第２２条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者そのの関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

6 いじめ認知時の組織的対応

いじめを認知した場合は、いじめ対策委員会を中心に学校全体で迅速に対応する。



■生命又は身体の安全がおびやかされるような**重大事態**が発生した場合は、速やかに教育委員会、警察などに報告し、教育委員会の支援をもとに迅速且つ慎重に対応する。

7 いじめが起きた場合の具体的対応

(1) いじめに対する措置

①いじめの発見・通報を受けたときの対応 ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。 イ) いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ早期発見チェックポイント」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。 ウ) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。
②いじめられた生徒及びその保護者への支援 ア) いじめられた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。 イ) いじめられた生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。 ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。
③いじめた生徒への指導及びその保護者への助言 ア) いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。 イ) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。 ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
④いじめが起きた集団への働きかけ ア) いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。 イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。
⑤インターネット上のいじめへの対応 ア) 情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。 イ) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。 ウ) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

(2) いじめの解消の考え方

「いじめに関わる行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していることの解消」「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」と押さえ、組織で解消までのプランを策定し、確実に実行する。また、解消の見極めは組織でＳＣ等を含めた集団で判断する。いじめが解消している状態に至っても、当該被害者、加害者等については、日常的に注意深く観察を継続する。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

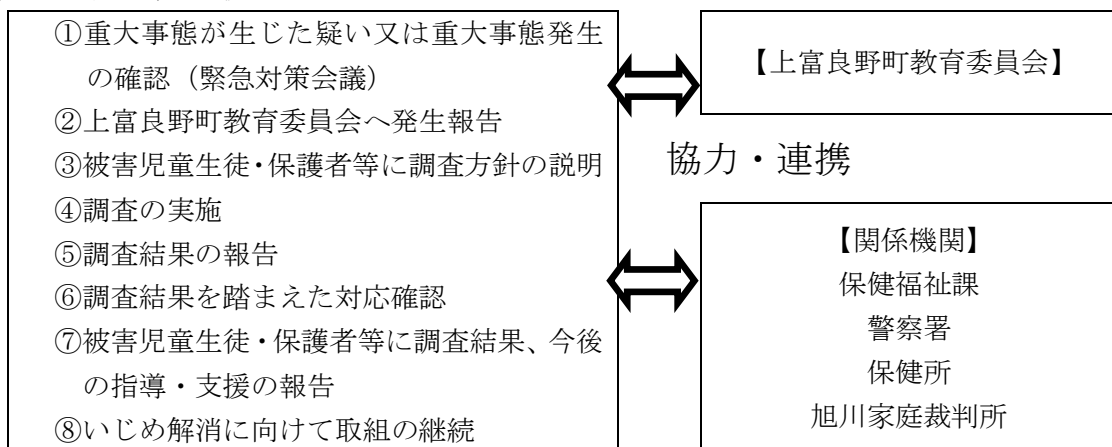
※ 重大事態の判断は、「いじめ防止対策推進法」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年度改定)」等を参考にする

(2) 学校における重大事態の対処

基本的に、『6 いじめ認知時の組織的対応』に沿って対処するが、以下の点に特に留意する。

- 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は速やかに教育委員会に報告する。その後の調査方針や調査結果の報告等、常に連携をとる。
- 学校が行う調査等はいじめ対策委員会において実施し、事案に応じて適切な外部機関と連携を図り、必要であれば専門家を委員に加えて対応する。
- 調査結果については、被害児童生徒等及びその保護者に対し、適切に提供する。
- 事案によっては保護者に説明する必要の是非を判断し、当事者の同意を得たうえで、文書や保護者会で説明を行う。
- 事案によってはマスコミへの対応の必要があり、窓口を明確にして誠実な対応に努める。

(3) 重大事態対応の流れ



参考資料

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

- 第23条 学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談による者及び児童等の保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への報告その他の適切な措置路をとるものとする。
- 2 学校は，前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，当該児童等に係るいじめの事実有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

9 いじめ早期発見チェックポイント

■学級・グループなどの集団

- ☐ 朝いつも特定の児童生徒の机や椅子が曲がっている
- ☐ 教職員がいないと掃除ができない
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ グループ分けをすると特定の児童生徒が残る
- ☐ 班にすると隣の机との間に隙間がある
- ☐ 特定の生徒に気を遣う雰囲気がある
- ☐ 集団の中で絶えず周りの顔をうかがう児童生徒がいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかすグループがある。
- ☐ 授業中、教職員に見えないように手紙を回したり、消しゴム投げなどをしたりしている。

■いじめられている児童生徒

日常の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ おどおどしたり、にやにやしたりしている
- ☐ 周りを気にして目立たないようにしている
- ☐ 表情がさえず、うつむき加減でいる
- ☐ 遅刻・欠席・早退が増える
- ☐ 一人で下校することが増える
- ☐ 腹痛や頭痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

授業中・休み時間

- ☐ 発言すると冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 正しい意見を言っても支持されない
- ☐ 教室へ遅れて入ってくることが多くなる
- ☐ 班やグループ編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

給食時

- ☐ 好物を他の児童生徒にあげる
- ☐ 他の児童生徒の机から机を離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる

清掃時

- ☐ いつも他の児童生徒がいやがる担当になる
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きがある
- ☐ 持ち物や机、ロッカーなどに落書きをされる
- ☐ 持ち物が隠されたり、壊されたりする
- ☐ 理由もなく成績が下がる
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、退部を言い出す
- ☐ 服や靴が破れたり汚れたりしている
- ☐ 手や足などに擦り傷やあざがある
- ☐ けがの状況と本人の言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上の金銭を持ち、他の児童生徒におごるなどする

■いじめている児童生徒

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で邪魔者扱いされていると思っている
- ☐ 教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の児童生徒に強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変えたりする
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し他の児童生徒に指示を出す
- ☐ 他の児童生徒に威嚇するような態度をする